



県章

山形県公報

平成28年3月29日(火)

第2734号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務厚生課) ……384
- 山形県私立学校規則の一部を改正する規則……………(学事文書課) ……同
- 山形県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則……………(同) ……397
- 山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(地域医療対策課) ……同

訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……412

告 示

- 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例による使用料及び手数料の額……………(障がい福祉課) ……同
- 山形県身体障がい者保養所東紅苑の利用時間……………(同) ……413
- 山形県身体障がい者保養所東紅苑の利用料金……………(同) ……同
- 山形県立ふれあいの家の利用料金……………(同) ……同
- 最上川ふるさと総合公園内の有料公園施設の使用時間及び休業日…(村山総合支庁西村山建設総務課) ……414
- 最上川ふるさと総合公園の利用料金……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……416
- 一般国道の供用の開始……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 庄内空港緩衝緑地の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(空港港湾課) ……同
- 庄内空港緩衝緑地の利用料金……………(同) ……417
- 山形県海浜公園の利用料金……………(同) ……419
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……同
- 山形県体育館及び山形県武道館の利用料金……………(教育庁) ……420
- 山形県あかねヶ丘陸上競技場の利用料金……………(同) ……423

教育委員会関係

告 示

- 山形県体育館及び山形県武道館の休業日……………425
- 山形県あかねヶ丘陸上競技場の休業日……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………426
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………427
- 資金管理団体の指定……………同

○資金管理団体の届出事項の異動……………同

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）…428

○農用地利用配分計画の認可の申請……………（農政企画課）…同

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第29号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の注意事項第3項中「60日」を「3箇月」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県私立学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第30号

山形県私立学校規則の一部を改正する規則

山形県私立学校規則（昭和52年9月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「高等学校学科設置認可申請書」を「高等学校学科設置認可申請書、高等学校広域通信制課程に係る学則変更認可申請書」に改める。

別表第2中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 高等学校広域通信制課程に係る学則変更認可申請書	学則を変更しようとする年度の前年度の9月30日
---------------------------	-------------------------

「 学 校 等 設 置
 学校（各種学校）の収容定員に係る学則変更
 高 等 学 校 課 程 設 置
 高 等 学 校 学 科 設 置 認可申請書
 専 修 学 校 課 程 設 置
 専 修 学 校 目 的 変 更

別記様式第1号中

幼稚園（小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校）を設置
 幼稚園（小学校、中学校、高等学校、各種学校）の収容定員
 に係る学則を変更

このたび、高等学校に全日制（定時制、通信制）課程を設置したいの
 高 等 学 校 に 学 科 を 設 置
 専 修 学 校 に 専 門（高等、一般）課程を設置
 専 修 学 校 の 目 的 を 変 更 』

を

「 学 校 等 の 設 置
 学校（各種学校）の収容定員に係る学則変更
 高 等 学 校 課 程 設 置
 高 等 学 校 学 科 設 置 認 可 申 請 書
 高等学校広域通信制課程に係る学則変更
 専 修 学 校 課 程 設 置
 専 修 学 校 目 的 変 更

に、「学級編成計画

幼稚園（小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校）を設置
 幼稚園（小学校、中学校、高等学校、各種学校）の収容定員
 に係る学則を変更

このたび、高等学校に全日制（定時制、通信制）課程を設置したいの
 高 等 学 校 に 学 科 を 設 置
 高等学校広域通信制課程に係る学則変更
 専 修 学 校 に 専 門（高 等、一 般）課 程 を 設 置
 専 修 学 校 の 目 的 を 変 更 」

「学校等の設置
 収容定員に係る学則変更
 高等学校課程設置
 高等学校学科設置
 専修学校課程設置
 専修学校目的変更」

表」を「学級編制計画表」に、「身分証明書」を「誓約書」に、

「学 校 等 の 設 置
 収容定員に係る学則変更
 高 等 学 校 課 程 設 置
 高 等 学 校 学 科 設 置 に改め、同様式別紙2中「学級編成計画表」を「学級編制計画表」に、
 高等学校広域通信制課程に係る学則変更
 専 修 学 校 課 程 設 置
 専 修 学 校 目 的 変 更」

課程及び学科の名称
(申請分)
(既設分)

を

課程及び学科の 名称	(満3歳児)	
	学級数	定員
(申請分)		
(既設分)		

に改め、同様式別紙3中

その他の機器備品

を

管理用機器備品

に、

合	計				
---	---	--	--	--	--

を

そ の 他					
小	計				
合	計				

に改め、同様式別

紙4を次のように改める。

別紙4

校長（園長）及び教職員の編成表

年度及び専・ 兼の別 職名	第 1 年 度		第 2 年 度		第 3 年 度	
	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
校 長（園 長）	人	人	人	人	人	人
副 校 長（副園長）						
教 頭						
主 幹 教 諭						
指 導 教 諭						
教 諭						
助 教 諭						
講 師						
養 護 教 諭						
養 護 助 教 諭						
栄 養 教 諭						
実 習 助 手						
事 務 職 員						
技 術 職 員						
司 書 教 諭						
学 校 医（園 医）						
学 校 歯 科 医 （園 歯 科 医）						
学 校 薬 剤 師 （園 薬 剤 師）						

- (注) 1 第1年度とは、学校等の開設年度をいう。
 2 職名は、実態に応じて追加し、又は削除すること。

別記様式第1号別紙5中

免許状の種類

を

免許状の種類 (教科名)	免許状の有効期間 (修了確認期限)

に改め、同様式別紙6

中

「学校等の設置
 収容定員に係る学則変更
 高等学校課程設置
 高等学校学科設置
 専修学校課程設置
 専修学校目的変更」

を

「学校等の設置
 収容定員に係る学則変更
 高等学校課程設置
 高等学校学科設置
 高等学校広域通信制課程に係る学則変更
 専修学校課程設置
 専修学校目的変更」

に改め、同様式別紙8を次のように改める。

別紙8

設置（変更）後3年間の資金収支予算書
（年度）

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
学生生徒等納付金収入	千円	人件費支出	千円
授業料収入		教員人件費支出	
入学金収入		職員人件費支出	
実験実習料収入		役員報酬支出	
施設設備資金収入		退職金支出	
その他		その他	
手数料収入		教育研究経費支出	
入学検定料収入		消耗品費支出	
試験料収入		光熱水費支出	
証明手数料収入		旅費交通費支出	
その他		奨学費支出	
寄附金収入		その他	
特別寄附金収入		管理経費支出	
一般寄附金収入		消耗品費支出	
補助金収入		光熱水費支出	
国庫補助金収入		旅費交通費支出	
地方公共団体補助金収入		その他	
その他		借入金等利息支出	
資産売却収入		借入金利息支出	
施設売却収入		学校債利息支出	
設備売却収入		借入金等返済支出	
有価証券売却収入		借入金返済支出	
その他		学校債返済支出	
付随事業・収益事業収入		施設関係支出	
補助活動収入		土地支出	
附属事業収入		建物支出	
受託事業収入		構築物支出	
収益事業収入		建設仮勘定支出	
その他		その他	
受取利息・配当金収入		設備関係支出	
第3号基本金引当特定資産運用収入		教育研究用機器備品支出	
その他の受取利息・配当金収入		管理用機器備品支出	
雑収入		図書支出	
施設設備利用料収入		車両支出	
廃品売却収入		ソフトウェア支出	
その他		その他	
借入金等収入		資産運用支出	
長期借入金収入		有価証券購入支出	
短期借入金収入		第2号基本金引当特定資産繰入支出	
学校債収入		第3号基本金引当特定資産繰入支出	
前受金収入		その他引当特定資産繰入支出	
授業料前受金収入		収益事業元入金支出	
入学金前受金収入		その他	
実験実習料前受金収入		その他の支出	

施設設備資金前受金収入		貸付金支払支出	
その他		手形債務支払支出	
その他の収入		前期末未払金支払支出	
第2号基本金引当特定資産取崩収入		預り金支払支出	
第3号基本金引当特定資産取崩収入		前払金支払支出	
その他引当特定資産取崩収入		その他	
前期末未収入金収入			
貸付金回収収入		[予備費]	
預り金受入収入			
その他			
資金収入調整勘定	△	資金支出調整勘定	△
期末未収入金	△	期末未払金	△
前期末前受金	△	前期末前払金	△
その他	△	その他	△
前年度繰越支払資金		翌年度繰越支払資金	
収入の部合計		支出の部合計	

(注) 年度ごとに別葉で作成すること。

別記様式第1号別紙10を次のように改める。

別紙10

校舎等の概要を記載した書類

校舎建物面積表				
建物区分	構造	室数	面積	備考
校舎(園舎)			m ²	
	小計			
体育館				
寄宿舎				
	小計			
職員住宅				
	小計			
車庫				
	小計			
	小計			
合	計			

校舎建物室別面積表（幼稚園用）			
室 名	室 数	面 積	備 考
職 員 室		m ²	
保 育 室			
遊 戯 室			
保 健 室			
便 所			
飲 料 水 用 設 備			
手 洗 用 設 備			
足 洗 用 設 備			
そ の 他			
合 計			

校舎建物室別面積表（小・中・高等学校、専修・各種学校用）			
室 名	室 数	面 積	備 考
普 通 教 室		m ²	
特 別 教 室			
図 書 室			
保 健 室			
職 員 室			
そ の 他			
小 計			
体 育 館			
合 計			

別記様式第3号中「学級編成計画表」を「学級編制計画表」に、「身分証明書」を「誓約書」に改める。

別記様式第6号中「当年度消費収支決算見込書及び翌年度消費収支予算見込書」を「当年度事業活動収支決算見込書及び翌年度事業活動収支予算見込書」に改め、同様式別紙1を次のように改める。

別紙1

当年度事業活動収支決算見込書及び翌年度事業活動収支予算見込書

科 目		年度決算見込	年度予算見込	
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	千円 ()	
		手数料		
		寄附金		
		経常費等補助金		
		付随事業収入		
		雑収入		
		教育活動収入計		
	事業活動支出の部	人件費		
		教育研究経費		
		管理経費		
		徴収不能額等		
		教育活動支出計		
	教育活動収支差額			
	教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	
その他の教育活動外収入				
教育活動外収入計				
事業活動支出の部		借入金等利息		
		その他の教育活動外支出		
		教育活動外支出計		
教育活動外収支差額				
経常収支差額				
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額		
		その他の特別収入		
		特別収入計		
	事業活動支出の部	資産処分差額		
		その他の特別支出		
		特別支出計		
特別収支差額				
(予備費)				
基本金組入前当年度収支差額				
基本金組入額合計				
当年度収支差額				
前年度繰越収支差額				
基本金取崩額				
翌年度繰越収支差額				
(参考)				
事業活動収入計				
事業活動支出計				

別記様式第7号中

内 訳	普通教室 (保育室)	(室)	(室)	(室)
	特別教室	(室)	(室)	(室)
	遊戯室			
	その他			
講	堂			
体	育館			

を

内 訳	普通教室 (保育室)	(室)	(室)	(室)
	特別教室	(室)	(室)	(室)
	遊戯室			
	図書室			
	保健室			
	職員室			
	その他			
体	育館			

に改める。

別記様式第9号中「学級編成計画表」を「学級編制計画表」に、「身分証明書」を「誓約書」に改める。

別記様式第11号中「履歴書・身分証明書及び」を「履歴書及び誓約書並びに」に改める。

別記様式第13号中「身分証明書及び印鑑証明書」を「及び誓約書」に、「及び身分証明書」を「及び誓約書」に改め、同様式別紙1を次のように改める。

別紙 1

財 産 目 録

年 月 日現在

基 本 財 産	土 地	種 別	所 在 地	面 積	取 得 価 額	評 価 額	備 考
		校 舎 (園 舎) 敷 地		m ²	円	円	
		運 動 場					
		小 計					
	建 物	種 別	構 造	面 積	取 得 価 額	評 価 額	備 考
		校 舎 (園 舎)		m ²	円	円	
		校 舎 (園 舎)					
		体 育 館					
		寄 宿 舎					
		倉 庫					
	小 計						
	構 築 物	種 別	数 量	金 額	備 考		
				円			
		小 計					
	設 備 等	種 別	数 量	金 額	備 考		
		教 育 研 究 用 機 器 備 品		円			
		管 理 用 機 器 備 品					
		図 書					
車 両							
小 計							
基本財産の部計							円
運 用	現 金 ・ 預 金	種 別	金 融 機 関	金 額	備 考		
		現 金		円			
		普 通 預 金					
		定 期 預 金					
		小 計					
	特 定 資 産	内 訳	預入先又は信託先	金 額	備 考		
				円			
		小 計					
	有 価 証 券	銘 柄	数 量	取 得 年 月 日	金 額	備 考	
					円		
小 計							

財 物	土地	種 別	所 在 地	面 積	金 額	備 考
					円	
		小 計				
	建物	種 別	所 在 地	面 積	金 額	備 考
					円	
		小 計				
	貯 蔵 品	種 類	用 途	金 額		備 考
				円		
		小 計				
	未 収 入 金	内 訳	件 数	金 額		備 考
				円		
		小 計				
前 払 金	内 訳	件 数	金 額		備 考	
			円			
	小 計					
運 用 財 産 の 部 計						円
負 債	固 定 負 債	種 別	件 数	金 額		備 考
		長期借入金		円		
		学 校 債				
		小 計				
	流 動 負 債	種 別	件 数	金 額		備 考
		短期借入金		円		
		未 払 金				
		前 受 金				
	小 計					
	負 債 の 部 計					
正 味 資 産						円
基本財産及び運用財産における土地及び建物については、上記評価額のとおりであることを証明します。						
年 月 日						
評価人 住 所						印
氏 名						

別記様式第14号中「、身分証明書及び印鑑証明書」を「及び誓約書」に改める。

別記様式第16号中「、身分証明書及び印鑑証明書」を「及び誓約書」に改め、同様式別紙1中

学 級 編 成	課 程 及 び	第1学年 (3歳児)		を 人
	学 科 の 名 称	学級数	定員	

学編	級制	課程及び学科の名称	(満3歳児)		第1学年(3歳児)		に、
			学級数	定員	学級数	定員	
						人	

専兼の別	職種	校長(園長)	教頭(副校長)	教諭	助教諭	養護(助)教諭	その他の教員	事務・技能職員	を
専任									
兼任									
計									

専兼の別	職名	校長(園長)	副校長(副園長)	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	講師	養護(助)教諭	その他の教員	実習助手	事務・技術職員	学校医等(園医等)	に改める。
専任															
兼任															
計															

別記様式第21号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

免許状の種類	を	免許状の種類(教科名)	免許状の有効期間(修了確認期限)	に、「身分証明書」を「教員欠格事由に該当しない旨の誓

約書」に改める。

別記様式第22号から別記様式第24号まで、別記様式第26号及び別記様式第27号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第31号

山形県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県情報公開条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県情報公開条例施行規則（平成10年3月県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改め、同様式の注書第4項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改める。

別記様式第3号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改め、同様式の注書第4項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改める。

別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第10号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

（山形県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県個人情報保護条例施行規則（平成13年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改め、同様式の注書第5項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改める。

別記様式第4号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改め、同様式の注書第5項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改める。

別記様式第5号、別記様式第6号、別記様式第7号の4、別記様式第9号から別記様式第11号まで及び別記様式第13号から別記様式第15号までの規定中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第32号

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和37年10月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「のうち1人は、修学資金の貸与を受ける者の保護者としなければならない」を「（以下「連帯保証人」という。）は2人とする」に改め、同条に次の2項を加える。

2 連帯保証人は、うち1人は、原則として修学資金の貸与を受ける者の父若しくは母又は親権者若しくは後見人であり、かつ、うち1人は、修学資金の貸与を受ける者と生計を一にする者でない者でなければならない。

3 修学資金の貸与を受ける者又は貸与を受けた者が連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（別記様式第1号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

第2条中「別記様式第1号）に看護職員養成施設等の長の推薦書（別記様式第2号）を添えて、」を「別記様式第2号）を」に改める。

第4条を次のように改める。

（貸与の方法）

第4条 修学資金は、4月、5月及び6月分の修学資金については5月に、7月分以降は3箇月分をあわせて7月、10月及び1月にそれぞれ貸与するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合には、これによらないことができる。

2 修学資金は、あらかじめ貸与された分が条例第6条の規定により貸与が休止された期間に係るものであるときは、復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

第5条の次に次の1条を加える。

（返還の猶予の申請手続）

第5条の2 条例第9条の規定による債務の履行の猶予を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、返還猶予申請書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理した場合において、猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。
第6条を次のように改める。

（届出）

第6条 修学生又は修学生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、それぞれ当該各号に掲げる届出書により、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。 住所等変更届（別記様式第9号）
- (2) 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。 休学等届（別記様式第10号）
- (3) 退学したとき。 退学届（別記様式第11号）
- (4) 条例第9条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当することとなつたとき。 進学届（別記様式第12号）
- (5) 県内において、看護職員の業務に従事することとなつたとき、又は従事しなくなつたとき。 看護職員業務開始（廃止）届（別記様式第13号）
- (6) 県内において、勤務先を異動した場合において、当該異動後も引き続き看護職員の業務に従事するとき。 看護職員勤務先変更届（別記様式第14号）
- (7) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があつたとき、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他の連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。 連帯保証人住所等変更届（別記様式第15号）

2 修学生及び修学生であつた者で条例第9条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当して修学資金の返還の債務の履行を猶予されている者は、毎年4月20日までに、在学状況届（別記様式第16号）を知事に提出しなければならない。

3 修学生であつた者で条例第9条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当して修学資金の返還の債務の履行を猶予されている者は、毎年4月1日現在における看護職員の業務従事状況を、同月20日までに、業務従事状況届（別記様式第17号）により知事に届け出なければならない。

4 修学生であつた者が条例第8条の規定により修学資金の返還を開始するときは、修学資金返還届（別記様式第18号）により、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

第6条の2中「条例別表第1号から第5号までに掲げる施設において3年以上看護職員の業務に従事した者」を「保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省、厚生省令第1号。以下「省令」という。）第2条第4号の保健師の資格を有する専任教員、省令第3条第4号の助産師の資格を有する専任教員、省令第4条第1項第4号、第2項第4号若しくは第3項第4号の看護師の資格を有する専任教員又は省令第5条第4号の看護師の資格を有する専任教員」に改める。

第6条の3を削る。

第7条及び第8条を次のように改める。

（返還の免除の申請手続）

第7条 条例第11条の規定による債務の免除を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、修学資金返還債務免除申請書（別記様式第19号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理した場合において、免除を決定したときは、その旨を申請者に通知する。
（業務従事期間の計算）

第8条 条例第11条第1項第2号に規定する業務従事期間は、期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数により計算するものとする。

2 前項の業務従事期間は、条例別表第1号に掲げる施設において業務に従事した期間及び同表第2号から第6号に掲げる施設又は特定町村若しくは母子健康センターにおいて業務に従事した期間を通算する場合は、同表第1号に掲げる施設において業務に従事した期間に相当する期間に84分の60を乗じて得た期間と同表第2号から第6号までに掲げる施設又は特定町村若しくは母子健康センターにおいて業務に従事した期間とを合算する。

第9条中「第6条、第7条第2項並びに第8条第2項」を「第5条の2第1項、第6条並びに第7条第1項」に改める。

別記様式第1号中 「

在学する養成施設等	
-----------	--

」を

在学する養成施設等				に、
就業年限及び申請者が現在属する学年	修業年限	年	現在属する学年	

保護者の住所	電話	()	を
--------	----	-----	---

保護者の住所	電話	()	に、
他の資金の受給（借用）の有無	有 ・ 無	資金の名称 ()	

連帯保証人	氏名	Ⓜ 男・女	生年月日	年 月 日生	を
	本人との続柄	住所			
	職業及び勤務先	年 収			
修学資金の貸与を希望する理由					

連帯保証人1	氏名	Ⓜ 男・女	生年月日	年 月 日生	に改め、同様
	本人との続柄	本人と生計を一にする者の該当の有無		有 ・ 無	
	住所	電話	()		
	職業及び勤務先	年 収			

連帯保証人2	氏名	Ⓜ 男・女	生年月日	年 月 日生	に改め、同様
	本人との続柄	本人と生計を一にする者の該当の有無		有 ・ 無	
	住所	電話	()		
	職業及び勤務先	年 収			

式に次の備考を加える。

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請者の在学証明書、戸籍謄本及び住民票
- (2) 連帯保証人の住民票
- (3) その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号を削り、別記様式第1号を別記様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号

修学生番号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所
氏名

(記名押印又は署名)

法定代理人 住所
氏名

(記名押印又は署名)

(申請者が未成年者の場合)

連帯保証人変更承認申請書

連帯保証人を次のとおり変更したいので申請します。

- 1 変更前の連帯保証人の氏名
- 2 変更後の連帯保証人に関する事項

ふりがな 氏名	
生年月日	年 月 日
住所	電話番号 ()
職業	
勤務先の住所	
年収	円
本人との関係	

- 3 変更予定年月日及び変更の理由

年 月 日

(理由 _____)

上記の者が貸与を受ける（受けた）山形県看護職員修学資金については、本人と連帯して返還の債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人

住所
氏名

印

山形県知事 殿

備考 新たに連帯保証人となる者の住民票、印鑑登録証明書その他知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第9号

修学生番号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所

氏名

(記名押印又は署名)

法定代理人 住所

氏名

(記名押印又は署名)

(届出者が未成年者の場合)

住所等変更届

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 年 月 日		

備考 変更の事実を証する書類（戸籍謄本の写し、住民票の写し等）を添付すること。

様式第10号

修 学 生 番 号

年 月 日

山形県知事 殿

届 出 者 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

法定代理人 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

(届出者が未成年者の場合)

休 学 等 届

下記のとおり ので届け出ます。

記

1 休学した（停学処分を受けた）理由	
2 休学（停学）期間	年 月から 年 月まで
3 復学（予定）年月	年 月（予定）
4 貸与を受けた期間及び貸与金額	年 月から 年 月まで（ 箇月） 合計 円

上記2（及び3）の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

看護職員養成施設等

所 在 地

名 称

長の職氏名

印

様式第11号

修学生番号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所

氏名

(記名押印又は署名)

法定代理人 住所

氏名

(記名押印又は署名)

(届出者が未成年者の場合)

退学届

下記のとおり退学したので届け出ます。

記

1 退学した年月日	年 月 日
2 退学した理由	
3 貸与を受けた期間及び 貸与金額	年 月から 年 月まで (箇月) 合計 円

上記1の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

看護職員養成施設等

所在地

名称

長の職氏名

印

様式第12号

修 学 生 番 号

年 月 日

山形県知事 殿

届 出 者 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

法定代理人 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

(届出者が未成年者の場合)

進 学 届

下記のとおり進学したので届け出ます。

記

卒業した養成施設等	名 称	
	卒業(修了)年月日	年 月 日
	卒業の資格に係る 免許の種類別	保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師 (登録年月日 年 月 日)
進学した養成施設等	名 称	
	入学年月日	年 月 日
	取得しようとする 免許の種類別	保健師 ・ 助産師 ・ 看護師

備考 取得した免許証又は登録済証明書（届出の日において有効なものに限る。）の写し及び進学した養成施設等の在学証明書を添付すること。

様式第13号

修 学 生 番 号

年 月 日

山形県知事 殿

届 出 者 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

法定代理人 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)
(届出者が未成年者の場合)

看護職員業務開始（廃止）届

下記のとおり業務を開始（廃止）したので届け出ます。

記

業 務 の 種 類		保健師（助産師、看護師、准看護師、看護教員）業務
業 務 に 従 事 し て い る (いた) 施 設	名 称	山形県看護職員修学資金貸与条例別表第 号に該当
	所 在 地	
業 務 開 始 (廃 止) 年 月 日		年 月 日

上記記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

所 在 地

施 設 名

施設長の職氏名 _____ 印

(注) この証明は、届出者の所属施設長（所属団体（法人）の代表者名では不可）が証明してください。

備考 業務の開始を届け出る場合は、取得した免許証又は登録済証明書（届出の日において有効なものに限る。）の写しを添付すること。

様式第14号

修学生番号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所
氏名

(記名押印又は署名)

法定代理人 住所
氏名

(記名押印又は署名)
(届出者が未成年者の場合)

看護職員勤務先変更届

下記のとおり勤務先を変更したので届け出ます。

記

変更前	業務の種類	業務	業務従事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	名 称	山形県看護職員修学資金貸与条例 別表第 号に該当		
	所 在 地			
変更後	業務の種類	業務	業務開始 年 月 日	年 月 日 から
	名 称	山形県看護職員修学資金貸与条例 別表第 号に該当		
	所 在 地			

上記記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

(変更後勤務施設) 所在地
施設名
施設長の職氏名 _____ 印

年 月 日

(変更前勤務施設) 所在地
施設名
施設長の職氏名 _____ 印

(注) この証明は、届出者の所属施設長（所属団体（法人）の代表者名では不可）が証明してください。

様式第15号

修 学 生 番 号

年 月 日

山形県知事 殿

届 出 者 住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

法定代理人 住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

(届出者が未成年者の場合)

連帯保証人住所等変更届

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 年 月 日		

備考 変更の事実を証する書類（住民票の写し等）を添付すること。

様式第16号

修 学 生 番 号

年 月 日

山形県知事 殿

届 出 者 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

法定代理人 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)
(届出者が未成年者の場合)

在 学 状 況 届

下記のとおり在学状況について届け出ます。

記

- 1 看護職員養成施設等 施設名
所在地
- 2 入学年月日 年 月 日
- 3 進級状況 進級した(現在第 学年) ・ 進級なし(現在第 学年)
- 4 休学の有無 有(年 月から 年 月まで)(休学理由)・無

上記記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

看護職員養成施設等

所在地

名 称

長の職氏名

印

様式第17号

修 学 生 番 号

年 月 日

山形県知事 殿

届 出 者 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

法定代理人 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

(届出者が未成年者の場合)

業務従事状況届

下記のとおり 年4月1日現在の業務従事状況について届け出ます。

記

- 1 業務に従事している施設 名 称
所在地
- 2 業務従事期間 年 月 日から現在まで
- 3 休職の有無 有 (年 月から 年 月まで) (休職理由) ・無

上記記載内容について、事実に相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

施設名

施設長の職氏名

印

(注) この証明は、届出者の所属施設長（所属団体（法人）の代表者名では不可）が証明してください。

様式第18号

修 学 生 番 号

年 月 日

山形県知事 殿

届 出 者 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

法定代理人 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

(修学生が未成年者の場合)

連帯保証人 住 所
氏 名

㊥

住 所
氏 名

㊥

修学資金返還届

下記のとおり返還を開始するので届け出ます。

修学資金の種類	
貸与金額	円
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還の事由が生じた日及びその理由	年 月 日 (理由)
返 還 の 方 法	全額一時返還 月賦返還 半年賦返還
返 還 期 日 及 び 返 還 額	(1) 全額一時返還の場合 年 月 日 (2) 月賦返還の場合 毎月 日 月額 円 ただし、第1回は 円 (3) 半年賦返還の場合 毎年 月 日及び 月 円 1回 円 ただし、第1回は 円
返 還 完 了 年 月 日	年 月 日

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の規定は、山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成28年3月県条例第22号。以下「改正条例」という。）による改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例の規定により貸与される修学資金について適用し、改正条例による改正前の山形県看護職員修学資金貸与条例の規定により貸与された修学資金については、なお従前の例による。

訓 令

山形県訓令第4号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「4,900円」を「5,140円」に改め、同号ロ中「5,330円」を「5,460円」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第358号

山形県立子ども医療療育センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）別表の規定により知事が定める額を次のように定め、平成28年4月1日から施行し、平成15年3月県告示第280号（山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例による使用料及び手数料の額）は、平成28年3月31日限り廃止する。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

区 分			金 額		
文書料	診断書料	普通診断書料	1通につき	2,160円	
		詳細な診断書料	1通につき	4,320円	
		特殊な診断書料	1通につき	5,400円	
	検案書料		1通につき	3,240円	
	諸証明書料	普通証明書料	1通につき	1,300円	
詳細な証明書料		1通につき	3,240円		
その他の使用料 及び手数料	歯冠修復及び欠 損補綴料	インレー	3面又は4 ^か 面窩洞	1歯につき	37,800円
			2 ^か 面窩洞	1歯につき	27,000円
			1 ^か 面窩洞	1歯につき	16,200円
	全部鑄造冠	大白歯	1歯につき	48,600円	
		小白歯	1歯につき	43,200円	
	メタルボンド		1歯につき	75,600円	
	ポーセレンジャケット冠		1歯につき	54,000円	
	硬質レジン冠		1歯につき	54,000円	
	金属床		1床につき	129,600円	
	即時義歯	総義歯	1床につき	64,800円	
		局部義歯	1床につき	43,200円	

山形県告示第359号

山形県身体障がい者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）第4条第2項の規定により、山形県身体障がい者保養所東紅苑の利用時間を次のとおり承認した。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用時間

宿泊のための利用にあつては午後2時から翌日の午前10時まで、休憩のための利用及び会議のための利用にあつては午前10時から午後4時までとする。

2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第360号

山形県身体障がい者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）第6条第2項の規定により、山形県身体障がい者保養所東紅苑の利用料金を次のとおり承認した。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分	利用料金			
	身体障がい者	社会福祉 関係者	身体障がい者の介添者	
			大人	小学生及び 中学生
宿泊（素泊り1人1泊）	2,880円	3,660円	3,660円	2,980円
休憩 （1人）	入浴のみ	150円	150円	150円
	上記以外の場合	900円	1,030円	630円
会議	30畳以上の室	4,760円		
	30畳未満の室	3,160円		

備考 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障がいのある者の介添者（1人に限る。）に係る利用料金の額は、「身体障がい者」の欄に掲げる額とする。

2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第361号

山形県立ふれあいの家条例（平成18年3月県条例第22号）第14条第2項の規定により、山形県立ふれあいの家（以下「ふれあいの家」という。）の使用に係る料金を次のとおり承認した。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 料金

料金の額は、ふれあいの家を使用する者の1月当たりの収入額に応じ次表に定める額とする。

収 入 額	料 金
160,000円以上	1室1月につき20,900円
130,000円以上160,000円未満	1室1月につき16,500円
100,000円以上130,000円未満	1室1月につき13,500円
70,000円以上100,000円未満	1室1月につき10,500円
70,000円未満	1室1月につき7,500円

（注）ふれあいの家の使用を開始することができる日が月の中途にある場合又はふれあいの家の使用を月の中途で終了する場合の当該月に係る料金の額は日割計算によるものとし、その額は1月あたりの料金に12を乗じて得た額に、当該月におけるふれあいの家の使用に係る日数を365で除して得た数を乗じて得た額（その額

に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第362号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使用時間	休業日
展示研修施設	午前9時から午後9時まで	1 12月1日から翌年の3月31日までの月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
スケートパーク		2 12月29日から翌年の1月3日まで
		1 月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、4月29日から5月5日まで及び7月の第3日曜日から8月の第3日曜日までの期間を除く。
		2 11月の最終日曜日の翌日から翌年4月の第1土曜日の前日まで

2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第363号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	700円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為	1人1日につき	700円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影 1人1日につき	700円

	映画撮影	1日につき	14,000円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,690円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

有料公園施設の名称		区 分		利 用 料 金	
展示研修施設	企画展示室	入場料金を徴収しない場合		1時間当たり	120円
		入場料金を徴収する場合		1時間当たり	480円
	研修室			1時間当たり	660円
スケートパーク	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1日当たり	19,000円
		上記以外の場合		1日当たり	38,000円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	回数券による利用の場合	1人12回当たり	2,500円
			1か月券による利用の場合	1人1か月当たり	3,750円
			3か月券による利用の場合	1人3か月当たり	7,500円
			シーズン券による利用の場合	1人当たり	10,000円
			ナイター券による利用の場合	1人1日当たり	200円
			上記以外の場合	1人1日当たり	250円
			上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	回数券による利用の場合
	1か月券による利用の場合	1人1か月当たり			7,500円
	3か月券による利用の場合	1人3か月当たり			15,000円
	シーズン券による利用の場合	1人当たり			20,000円
	ナイター券による利用の場合	1人1日当たり			400円
上記以外の場合	1人1日当たり	500円			

備考

- この表において「入場料金を徴収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又は

これらに準ずる者をいう。

3 回数券及びシーズン券の有効期間は、発行日から発行年の最終開場日まで、1か月券及び3か月券の有効期間は発行日からそれぞれ1か月間及び3か月間とし、その期間内であっても、発行年の最終開場日の翌日以降は無効とする。

4 ナイター券の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。

5 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 赤坂真室川線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字内町字下野々村367番1から
同 289番12まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月29日

山形県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成28年3月29日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 長井市歌丸字界齊七1042番2から
同 泉字岡八二693番17まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月30日

山形県告示第366号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使用時間	休業日
オートキャンプ場	宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後5時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで	11月4日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から翌年の4月の第3金曜日まで
テニスコート 多目的広場 アーチェリー場	午前9時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日まで

2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第367号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の利用料金を次のとおり承認した。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円
	映画撮影	1日につき	14,280円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,720円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

有料公園施設の名称	区 分		利 用 料 金	
オートキャンプ場	入 場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）		1人1回当たり 200円
		児童生徒等以外の者		1人1回当たり 400円
	テントサイトの使用	宿泊を伴わない使用		1区画1回当たり 1,120円
		宿泊を伴う使用	閑散期平日	1区画1泊当たり 1,580円
	上記以外の日		1区画1泊当たり 3,160円	
テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合		1面1時間当たり 260円	
	上記以外の場合		1面1時間当たり 520円	
多目的広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 260円
		上記以外の場合		1時間当たり 520円

	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	130円
		上記以外の場合		1時間当たり	260円
アーチェリー場	アーチェリーに使用する場合	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	1,000円
			上記以外の場合	1時間当たり	2,000円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1回当たり	200円
			上記以外の場合	1人1回当たり	400円
	アーチェリー以外の用途に使用する場合	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	260円
			上記以外の場合	1時間当たり	520円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり	30円
			上記以外の場合	1人1時間当たり	60円

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区 分		単 位	利 用 料 金
オートキャンプ場	温水シャワー	1回につき	100円
	洗濯機	1回につき	100円
	衣類乾燥機	1回につき	100円
テニスコート	温水シャワー	1回につき	100円
	会議室	1時間につき	310円

ハ 電気等消費及び暖冷房使用に係る加算額

区 分		単 位	加 算 額
オートキャンプ場	電 気	テントサイト (宿泊を伴わない使用)	1区画 1回につき 300円
		テントサイト (宿泊を伴う使用)	1区画 1泊につき 1,000円

備考

- この表において「閑散期平日」とは、4月から6月まで及び9月から11月までの土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く日をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第368号

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		単 位	利用料金
マリンパーク鼠ヶ関	条例第3条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	700円
	条例第3条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	70円

2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第369号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表外郭施設Bの項中「1,255.85」を「1,281.05」に改める。

3 鼠ヶ関港(2)鼠ヶ関マリーナの港湾施設の項の表係留施設Cの項中「50メートル」を

「50メートル
上下架クレーン 1基」に改める。

山形県告示第370号

次の開発行為は、完了した。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成27年9月29日 指令最総建第16号

2 開発区域に含まれる地域の名称

最上郡金山町大字金山字荒屋31番、34番1、34番2、35番1、35番2及び35番3

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

最上郡金山町大字金山2277番地 社会福祉法人陽だまり

山形県告示第371号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第11条第2項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館の利用料金を次のとおり承認した。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 山形県体育館

(イ) 主競技場の全部（ステージを含む。）を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前5時から午後6時まで	午後6時から午前5時まで
アマチュアスポーツ に使用する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,800円	1時間当たり 2,600円
	入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり 1,800円	1時間当たり 2,600円
		上記以外の場合	1時間当たり 3,600円	1時間当たり 5,200円
アマチュアスポーツ 以外の用途に使用す る場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 9,000円	1時間当たり 13,000円
	入場料金を領収する場合		1時間当たり 36,000円	1時間当たり 52,000円

(ロ) 主競技場の北側又は南側の部分を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
アマチュアスポーツ に使用する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり 450円	1時間当たり 650円
		上記以外の場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円

(ハ) 小競技場の全部を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前5時から午後6時まで	午後6時から午前5時まで
アマチュアスポーツ に使用する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり 450円	1時間当たり 650円
		上記以外の場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円
	入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,800円	1時間当たり 2,600円
アマチュアスポーツ 以外の用途に使用す る場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,500円	1時間当たり 6,500円
	入場料金を領収する場合		1時間当たり 18,000円	1時間当たり 26,000円

(ニ) (イ)、(ロ)及び(ハ)以外の場合

a 個人使用の場合

区 分	使用の単位	利用料金の額
児童等が使用する場合	午前9時から午後9時までの4時間当たり	60円
生徒等が使用する場合		110円
上記以外の場合		220円

b 回数券で使用する場合

区 分	利用料金の額
児童等が使用する場合	1人11回当たり 600円
生徒等が使用する場合	1人11回当たり 1,100円
上記以外の場合	1人11回当たり 2,200円

ロ 山形県武道館

(イ) 柔道場又は剣道場の全部を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額			
			午前5時から午後6時まで		午後6時から午前5時まで	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	300円	1時間当たり	400円
		上記以外の場合	1時間当たり	600円	1時間当たり	800円
	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	600円	1時間当たり	800円
		上記以外の場合	1時間当たり	1,200円	1時間当たり	1,600円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり	2,400円	1時間当たり	3,200円
	入場料金を領収する場合		1時間当たり	4,800円	1時間当たり	6,400円

(ロ) (イ)以外の場合

a 個人使用の場合

区 分	使用の単位	利用料金の額
児童等が使用する場合	午前9時から午後9時までの4時間当たり	60円
生徒等が使用する場合		110円
上記以外の場合		220円

b 回数券で使用する場合

区 分	利用料金の額
児童等が使用する場合	1人11回当たり 600円
生徒等が使用する場合	1人11回当たり 1,100円
上記以外の場合	1人11回当たり 2,200円

(2) 設備

区 分	使用の単位	利用料金の額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	アマチュアスポーツ以外の用途 に使用する場合
合宿所	1人1泊当たり	児童生徒等が使用する 場合	350円
		上記以外の場合	450円
会議室	1時間当たり	250円	500円
ステージ	1時間当たり	300円	600円
放送設備	1時間当たり	400円	800円
電光表示板	1組1時間当たり	700円	1,900円

(3) 電気消費及び暖房使用に係る加算額

区 分			使用の単位	加算額	
電気	山形県 体育館	主競技場	全灯使用	1時間当たり	2,400円
			4分の1灯を超え2分の1灯 以下使用	1時間当たり	1,200円
			4分の1灯以下使用	1時間当たり	600円
		ステージ	1時間当たり	600円	
		小競技場	1時間当たり	150円	
	山形県 武道館	柔道場	1時間当たり	100円	
		剣道場	1時間当たり	100円	
	特殊電源装置	1時間当たり	500円		
暖房	山形県体育館主競技場	1時間当たり	9,500円		

	合宿所	1人1泊当たり	200円
	会議室	1時間当たり	400円

備考

- 1 山形県体育館及び山形県武道館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 5 この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。
- 6 この表により利用料金の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 7 施設等の使用に当たり電気を消費し、又は暖房を使用する場合は、(1)又は(2)の表に掲げる額に(3)の表に掲げる額を加算した額とする。ただし、会議室を使用する場合は、電気消費に係る加算額は、加算しないものとする。

2 適用期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

山形県告示第372号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第11条第2項の規定により、山形県あかねヶ丘陸上競技場の利用料金を次のとおり承認した。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 全部を単独で使用する場合

区 分		利用料金の額
アマチュアスポーツ に使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 700円
		上記以外の場合 1時間当たり 1,400円
	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 1,400円
		上記以外の場合 1時間当たり 2,900円
アマチュアスポーツ 以外の用途に使用する 場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 7,300円
	入場料金を領収する場合	1時間当たり 29,300円

- ロ イ以外の場合
 (イ) 個人使用の場合

区 分	利用料金の額
児童等が使用する場合	1人1回当たり 50円
生徒等が使用する場合	1人1回当たり 100円
上記以外の場合	1人1回当たり 200円

- (ロ) パスポートで使用する場合

区 分	利用料金の額
小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合	1人当たり 3,000円
生徒等が使用する場合	1人当たり 6,000円
上記以外の場合（幼稚園の幼児又はこれに準ずる者が使用する場合を除く。）	1人当たり 9,000円

- (ハ) 回数券で使用する場合

区 分	利用料金の額
小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合	1人6回当たり 250円
生徒等が使用する場合	1人6回当たり 500円
上記以外の場合（幼稚園の幼児又はこれに準ずる者が使用する場合を除く。）	1人6回当たり 1,000円

(2) 設備

- イ 個人使用の場合

区 分	使用の単位	利用料金の額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	アマチュアスポーツ以外に使用 する場合
温水シャワー	1人1回当たり	100円	300円
放送設備	1人1回当たり	400円	1,100円

- ロ 回数券で使用する場合

区 分	利用料金の額	備 考
温水シャワー	1人6回当たり 500円	アマチュアスポーツに使用する場合に限る。

(3) 電気消費に係る加算額

区 分		使用の単位	加算額
電気	夜間照明	単独で使用する場合	1時間当たり 700円
	特殊電源装置		1時間当たり 500円

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
 - この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
 - この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
 - この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。
 - この表により利用料金の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
 - 施設の使用に当たり設備を使用し、又は電気を消費する場合は、(1)の表に掲げる額に(2)又は(3)の表に掲げる額を加算した額とする。ただし、パスポートで使用する場合は、加算しないものとする。
 - パスポートの有効期限は、最初に当該パスポートによる使用の許可のあった日以後における最初の3月31日までとする。
- 2 適用期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

教育委員会関係**告 示****山形県教育委員会告示第10号**

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第9条第2項の規定により、山形県体育館及び武道館の休業日を次のとおり承認した。

平成28年3月29日

山形県教育委員会
委員長 菊 川 明

- 休業日
 - 毎月の第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてもっとも近い休日でない日）
 - 12月29日から翌年1月3日まで
- 適用期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

山形県教育委員会告示第11号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第9条第2項の規定により、山形県あかねヶ丘陸上競技場の休業日を次のとおり承認した。

平成28年3月29日

山形県教育委員会
委員長 菊 川 明

- 休業日
12月29日から翌年1月3日まで

2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第13号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成28年3月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小関忠後援会	小関 忠	小関 好美	東置賜郡川西町大字西大塚1784-10	平成 28. 2. 17

山形県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成28年3月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
大日本天昇塾	伊藤郁夫	代表者の氏名	伊藤 郁 夫	遠 藤 俊 也	平成 27. 11. 30
吉田大成と刷新の会	吉田大成	主たる事務所の所在地	酒田市みずほ2-17-3-B	酒田市上安町1-1-22-1F	同 28. 1. 18
成沢かずね後援会	成澤和音	主たる事務所の所在地	米沢市窪田町窪田417-1 アルカンシェル204	米沢市窪田町窪田149-5	同 1. 31
中山町まちづくりを考える会（佐藤としはる後援会）	柴崎弘美	会計責任者の氏名	井 上 俊 次	坂 野 宣 昭	同 2. 2
八鍬太後援会	八鍬義明	主たる事務所の所在地	最上郡舟形町舟形2128番地23	最上郡舟形町舟形2128番地の23	同 2. 3
池田ひろお後援会	東海林宣一	代表者の氏名	東 海 林 宣 一	五 十 嵐 直 樹	同 2. 4
清野忠利後援会	金村信二	会計責任者の氏名	奥 山 恒 雄	堀 江 富 治	同 2. 10
関とおる後援会	太田慶治	会計責任者の氏名	志 賀 正 雄	佐 藤 加 智 弥	同 2. 13

山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成28年3月29日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
佐藤ひさし後援会	鈴木 幹 司	平成27. 5. 23
大日本天昇塾	伊 藤 郁 夫	平成27. 11. 30
柴田よしみ後援会	結 城 弘 美	平成27. 12. 31
鈴木けんじ後援会	兵 庫 正 士	平成27. 12. 31
布川淳一後援会	山 下 勝 悦	平成28. 1. 31
吉田みえを育てる会	後 藤 勝	平成28. 2. 11
たかはし久一後援会	阿 部 民 雄	平成28. 2. 25

山形県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成28年3月29日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小 関 忠	川 西 町 長	小関忠後援会	東置賜郡川西町大字西大塚 1784-10	平成28. 2. 14

山形県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成28年3月29日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
吉 田 大 成	吉田大成と刷新の会	主たる事務所の所在地	酒田市みずほ2-17-3-B	酒田市上安町1-1-22-1F	平成28. 1. 18

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成28年3月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人やまがた絆の架け橋ネットワーク
 - (2) 代表者の氏名
早坂 信一
 - (3) 主たる事務所の所在地
寒河江市大字西根字石川西355
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、山形県民の自発的かつ主体的な公益活動において、県民・行政・民間企業の協働の一翼を担い、地域に根ざした総合的な活動基盤を構築すると共に、活動を通じた地域の振興や活性化、及び将来の地域を担う人材の育成に寄与し、もって多様で自立した地域社会の実現を目指すことを目的とする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農政企画課及び各総合支庁産業経済部農業振興課において平成28年4月11日まで縦覧に供する。

平成28年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
天 童 市	13者	天童市大字蔵増字金田1549番ほか39筆
山 辺 町	2者	東村山郡山辺町大字山辺字小鶴沢2372番ほか3筆
寒河江市	151者	寒河江市大字寒河江字砂川原297番ほか706筆
河 北 町	32者	西村山郡河北町西里字天満4番ほか112筆
西 川 町	1者	西村山郡西川町大字海味字岩木342番1ほか89筆

大江町	17者	西村山郡大江町大字小見字谷地903番ほか61筆
村山市	7者	村山市大字大久保字広面5301番ほか19筆
東根市	12者	東根市大字東根元東根字下白金4592番ほか41筆
尾花沢市	4者	尾花沢市大字六沢字天王寺465番ほか118筆
最上町	4者	最上郡最上町大字富沢字上牛ヶ首2165番ほか27筆
舟形町	9者	最上郡舟形町長沢字下平沢2222番1ほか93筆
真室川町	1者	最上郡真室川町大字川ノ内字畑野3462番ほか1筆
米沢市	11者	米沢市大字李山字中ノ在家1812番ほか105筆
南陽市	12者	南陽市大橋字中千代田1048番1ほか41筆
高島町	15者	東置賜郡高島町大字露藤字川原894番ほか69筆
川西町	48者	東置賜郡川西町大字上小松字赤屋敷518番2ほか310筆
長井市	22者	長井市成田字鶴巻2953番ほか83筆
白鷹町	4者	西置賜郡白鷹町大字山口字十二ノ桜一5805番ほか33筆
飯豊町	17者	西置賜郡飯豊町大字添川字東上代一5416番ほか159筆
鶴岡市	79者	鶴岡市田川字中川原14番1ほか478筆
三川町	3者	東田川郡三川町大字青山字沖47番ほか12筆
庄内町	14者	東田川郡庄内町余目新田字大北17番1ほか215筆
遊佐町	4者	飽海郡遊佐町北目字楯ノ内146番1ほか42筆

2 申請年月日

平成28年3月11日

3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年4月11日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見

平成28年3月29日印刷 発行所 山形県庁
平成28年3月29日発行 発行人 山形県